

消防団員の退職報償金の勤務年数「35年以上」区分の導入について

地域防災室

1 はじめに

令和6年12月27日に「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第394号）が公布されました。本稿では、その主な概要について紹介します。

2 消防団の現状（図1）

消防団員数は年々減少しており、令和6年4月1日現在、前年に比べ1万5,989人減少し、74万6,681人となっています。団員数が減少している主な要因としては、社会全体の人口減少、少子化の進展や、被用者の割合の高まり、若年層の価値観の変化などを背景に、20代から30代の入団者数が低迷する中、退団者数が高い水準で推移していることが挙げられます。

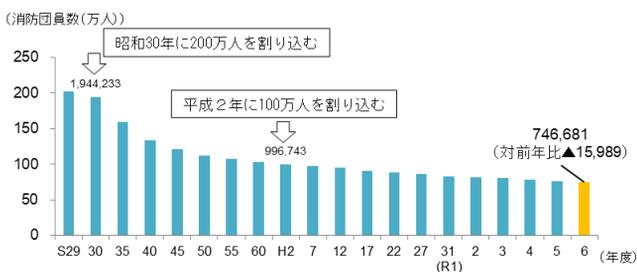


図1 消防団員数の推移

3 消防団員の退職報償金の勤務年数区分の見直しの概要

こうした背景の中、地域防災力を維持するためには新たな消防団員の確保のみならず、シニア層の団員の活躍促進も重要です。

このため、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」について、勤務年数区分の見直しを行うこととしました。

(1) 消防団員退職報償金支給責任共済契約の仕組み（図2）

「消防団員退職報償金支給責任共済契約」とは、市町村が、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」）又は指定法人に掛金を支払うことで、当該基金又は当該指定法人が、市町村に対して、消防団員退職報償金の支給に要する経費を支払うことを約束する契約のことをいい、以下の法律や政令で定められています。

- ① 市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、19,200円に前年度の10月1日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。【消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項】
- ② 基金又は指定法人は、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結した市町村であって、当該契約が締結された日から解除される日までの期間内に退職した非常勤消防団員に係る消防団員退職報償金の支給を行うものに対して、政令で定めるところにより、その請求に基づき、当該非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。【消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第6条第2項】
- ③ 基金又は指定法人が法第6条第2項の規定により市町村に対して支払わなければならない額は、別表に定める額とする。【消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第3条第2項】
- ④ 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。【消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条】

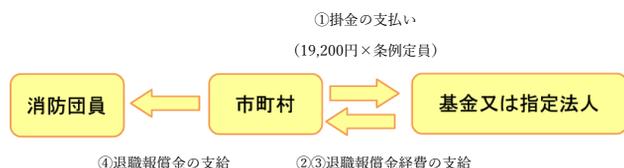


図2 消防団員退職報償金支給責任共済契約の仕組み

(2) 消防団員の退職報償金の勤務年数「35年以上」区分の導入(図3)

今回、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正し、別表に規定されている消防団員退職報償金支払額表に、新たに勤務年数「35年以上」区分を導入することとし、今回の区分導入に伴う引き上げ額は一律10万円としています。

(単位:千円)

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長/班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

備考:下線部分が今回新しく追加する部分

図3 改正後の別表(消防団員退職報償金支払額表)

4 おわりに

本改正政令は令和7年4月1日より施行されます。施行までに条例の改正を遺漏なく進めていただくよう、各市町村に促しているところです。消防庁といたしましては、今後とも女性や若者の入団促進を進めるとともに、シニア層の活躍推進を図ることで、消防団員の確保にしっかりと取り組んでまいります。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室
TEL: 03-5253-7561